

守山市の入札・契約制度の概要（建設工事）

令和6年10月1日現在の制度に基づいています。

守山市ホームページ (<http://www.city.moriyama.lg.jp/>)

(ホーム>産業>入札・契約情報)

1 入札への参加

(1) 入札参加資格審査申請

建設工事の入札に参加するためには、令和5年4月1日より、滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付・審査共同化により申請が必要となります。

入札参加資格審査（変更）申請に必要な書類等の詳細は滋賀県ホームページにて確認してください。

(2) 入札参加資格について

参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可を取得していること。

(3) 発注基準および格付基準（市内本店業者のみ）

発注基準および格付基準は、毎年6月1日に更新します。詳細については、ホームページで確認してください。

- 土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事… 3ランク（A・B・C）
- その他の工事… 格付け区分なし

(4) 資格の有効期間

滋賀県ホームページを参照ください。

2 入札方式等

(1) 一般競争入札（簡易型）

一般競争入札（簡易型）は、設計金額が130万円以上1億円未満の工事で、一定の資格要件を満たしたものによる入札であり、格付け等により可能な限り市内本店業者へ発注します。

入札公告で業種、格付、地域要件等の参加資格要件を付し入札を行い、落札候補者の参加資格審査を経て落札者を決定する条件付一般競争入札です。

(2) 一般競争入札（制限付）

一般競争入札（制限付）は、設計金額が1億円以上の工事で、一定の資格要件を満たしたものによる入札であり、契約審査会に諮ったうえ、可能な限り市内本店業者へ発注します。

入札公告で業種、施工実績、地域要件等の参加資格要件を付し入札を行い、落札候補者の参加資格審査を経て落札者を決定する条件付一般競争入札です。

※上記のほか、特定JV（共同企業体）対象案件、総合評価方式案件とする場合があります、案件ごとに契約審査会に諮り、入札参加条件を決定します。

（参考1）特定JV（共同企業体）

市内業者育成の観点から、特定JVを条件として実施します。

（参考2）総合評価方式

価格と品質で優れた調達を促進するため、適用案件を選定し、簡易型（特別簡易型）で試行します。

（参考3）電子入札の実施

設計金額130万円以上の工事については、原則として電子入札とし、紙入札を認めていませんのでご注意ください。

3 市内本店業者の育成等

(1) 市内本店業者への優先発注

市内本店業者の育成と受注機会の確保のため、可能な限り、市内本店業者に限定して発注します。

- 市内本店業者 … 守山市内に主たる営業所（本社・本店）を有する者
- 市外業者 … 市内本店業者以外の者

(2) 下請負、主要資材の調達

守山市発注の工事の施工等に関し、下請施工を必要とする場合および施工に必要な各種の資材等の購入については、可能な限り守山市内に本社・本店を有する者の中から選定することとします。

なお、市外に主たる営業所・本店を有する業者に発注する場合は、市外業者を下請業者（資材の購入先）とする理由書を提出することとしています。

つきましては、本市の取り組みを十分ご理解いただき、下請利用・資材調達等については、守山市内に本社・本店を有する者の中から優先的に選定いただきますようお願いいたします。

4 予定価格及び最低制限価格の公表

(1) 予定価格（事前公表）

競争入札によるもの（設計金額130万円以上）は、随意契約および単価契約を除き、

予定価格（税抜）を事前公表します。

予定価格は、電子入札情報公開システムにおいて、入札公告で案件ごとに公表しています。

(2) 最低制限価格（事後公表）

競争入札によるものは、すべて最低制限価格を設定し、事後公表します。

最低制限価格未満の入札者は失格となり、落札者となることはできません。

なお、随意契約については最低制限価格の設定はありません。

5 予定価格の設定

予定価格の設定については、設計金額の端数処理程度とし、原則、設計金額の有効数字3桁とします。ただし、設計金額1億円以上のものについては、端数処理金額が10万円未満となるように有効数字を設定します。

6 最低制限価格制度

(1) 制度の概要

最低制限価格は、極端な低入札価格による受注を防止し、公共工事の品質の確保と業界の健全な育成を図るために設定しており、最低制限価格未満の入札は、失格となります。

(2) 最低制限価格の決定方法

最低制限価格は、予測困難性を高めるため、次の算式により決定します。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基本価格 (A)} \times \text{無作為係数 (B)}$$

最低制限基本価格（A）の算出方法

工事の種類	最低制限基本価格（A）の算出方法
土木 関連工事	(直接工事費×97%) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×90%) + (一般管理費×68%)
建築 関連工事	(直接工事費×90%×95%) + (共通仮設費×90%) + {(現場管理 費+直接工事費×10%)×80%} + (一般管理費×68%)
市長が指定 した工事等	上記の算出方法によらずに、最低制限基本価格を予定価格の10分の 9.2から10分の7.5までの範囲内において決定する。

無作為係数（B）の算出方法

入札案件ごとにパソコンで乱数（無作為係数）を発生させて求めます。

なお、ランダム係数の範囲については、0.99000から1.00000までの範囲内とします。

(3) 最低制限価格の範囲

当該予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において決定します。

(4) 全者が最低制限価格を下回った場合の対応について

開札の結果、全者が最低制限価格を下回り、失格となる場合は、無作為係数の下限値(0.99000)を適用した場合の金額を最低制限価格として再度決定し、落札候補者又は落札者を決定します。

なお、この場合において、すべての入札者の入札額が再度決定した最低制限価格を下回った場合は、入札を不調とします。

7 入札心得及び見積内訳書

(1) 入札心得

入札に際しては、「入札公告」及び「守山市契約規則」などの関係法令並びに設計図書、仕様書等を遵守してください。無効となる各種の取扱いがあります。

(2) 見積内訳書

入札を行うものについては、入札書とともに、入札金額の積算内訳を明らかにした見積内訳書の提出を求めており、入札金額と見積内訳書のコличествоは同額でなければなりません。

電子入札においては入札書を提出する際に見積内訳書および提出書類を添付して入札してください。

(紙入札では、入札書とともに封筒に同封し、のり付けしてください。)

見積内訳書等が提出されない場合、その入札を無効とします。

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手方は、原則として落札決定をした日から10日以内(落札日を含み、10日目日が休日の場合は翌日)に契約を締結する必要があります。

落札決定後において、落札者が契約を締結しなかった場合は、契約締結拒否として、入札参加資格停止等の対象となります。

(2) 契約保証金

請負金額が200万円以上のときは、契約金額の10%以上の契約保証金の納付が必要となります。現金納付又は金融機関、保証事業会社等による保証等の手続きを、契約締結日までに行ってください。

(3) 前払金・中間前払金

請負金額が200万円以上で、公共工事の前払金保証事業会社の保証証書を守山市に寄託し、所定の要件を満たした場合に、前払金(4割以内)および中間前払金(2割以

内)の支払いを受けることができます。※限度額の5億円は撤廃しました。

なお、案件ごとに異なりますので、入札公告等により確認してください。

(4) 経営事項審査

契約締結日において有効な経営事項審査の結果の通知を受けており、当該工事の業種についての総合評定値(P点)を有していなければ、契約の締結をすることはできません。

※経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7か月です。

9 技術者等の配置について

(1) 主任技術者・監理技術者の適正配置

ア 専任配置を必要とする工事

請負金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)以上の工事については、技術者の専任配置を必要としています。

なお、下請負総額が4,500万円(建築一式は7,000万円)以上の工事は、建設業法により、特定建設業許可および監理技術者の配置が必要です。

※配置する技術者は、所属する建設業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

イ 兼任配置について

他の工事で専任配置している技術者及び現場代理人(常駐義務を緩和している工事を除く。)となっている人は兼任できません。

※配置する技術者は、所属する建設業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

(2) 現場代理人の適正配置について

現場代理人は、1現場1人ずつ常駐することが必要です。(兼務不可)ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は、現場代理人の兼務を可能とします。

ア 工事の不稼働期間(契約図書もしくは工事打合簿等により不稼働期間が明確であること。)

イ 契約金額が1,000万円未満で、守山市の発注する工事であること。(上記アを除き、2件まで)

※兼務期間中は、稼働中のいずれかの工事現場に駐在し、発注者と常に連絡がとれ、発注者が求めた場合には、工事現場に向かう等の対応がとれるものとする。

※配置する現場代理人は、所属する建設業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

(注) 在籍出向者や派遣社員については、直接的な雇用関係があるとは言えません。

10 過去の主な改正の経過

年 度	入札・契約制度の改正内容
平成 2 1 年度	○最低制限価格決定等に係る事務処理要領の制定 (最低制限基本価格算出式の変更および無作為係数の導入)
平成 2 3 年度	○一般競争入札(制限付または簡易型)の導入 ○郵便入札の実施 ○中間前金制度の導入 ○最低制限基本価格算出式の変更(現場管理費×0.8) ○契約保証金免除額の見直し(300万円→200万円) ○格付基準の変更(4ランク→2ランク)
平成 2 4 年度	○現場代理人の常駐義務緩和
平成 2 5 年度	○工事成績評価の実施 ○最低制限基本価格算出式の変更(一般管理費×0.55)
平成 2 6 年度	○前金払いの上限額の変更(1.5億円→5億円) ○一般競争入札において入札参加者1者でも成立 ○地域建設業経営強化融資制度の導入
平成 2 7 年度	○格付基準の変更(2ランク→3ランク) ○資本関係又は人的関係のある会社の同一入札の参加制限 ○電子入札の実施 ○全者失格時における最低制限価格の見直し
平成 2 8 年度	○最低制限基本価格算出式の変更(現場管理費×0.9) 土木関連のみ
平成 2 9 年度	○最低制限基本価格算出式の変更(直接工事費×0.97) 土木関連のみ
平成 3 0 年度	○格付基準の変更(8業種→9業種:解体工事追加) ○最低制限価格算出式の変更(無作為係数 0.99000 から 1.00000 まで)
令和 2 年度	○前金払いの上限額の廃止(5億円→なし)
令和 4 年度	○最低制限基本価格算出式の変更(一般管理費×0.68) ○市長が指定した工事等の最低制限基本価格の変更(予定価格の10分の9.2から10分の7.5) ○入札参加資格審査申請の共同受付の開始
令和 5 年度	○建設コンサルタント等業務に最低制限価格制度を導入 ○電子契約の導入
令和 6 年度	○工事における週休2日制の取組み開始